

2.1.24
12-13

令和 2 年 1 月 2 4 日
和歌山県和歌山市宇治家裏 2 8 6 番地の 1
S O L A N A - B L D G 1 F
有限会社
ソラナ・ビューティーサーバーズ 御中
代表取締役 山本千乃 殿

大阪市北区西天満 4 丁目 8 番 2 号
北ビル本館 3 0 4 号室
電話 0 6 - 6 3 6 5 - 5 6 8 8
F A X 0 6 - 6 3 6 5 - 5 4 5 3
株式会社リジュベネーション 代理人
弁護士 関 根 幹 雄
同
弁護士 浦 寛 幸



ご 通 知

冠省、当職は株式会社リジュベネーション（代表取締役佐藤裕美、住所：大阪市北区末広町 3 番 1 3 号、以下「通知人会社」といいます。）の代理人として、以下のとおり、ご通知いたします。

貴社は、エステティックサロン・モラトクロークを経営し、通知人会社との間で、平成 1 9 年 8 月 3 0 日付リジュベネーション事業に関する代理店契約（以下

「本件代理店契約」といいます。)を締結しておりますが、貴社の「エステティックサロン・モラトクローク」のホームページにおいて、リジュベネーションコンテストで貴社がリジュベネーション施術結果として提出された写真を、あたかも、貴社が独自開発したとされる「THE METHOD」を利用した結果のように掲載されています。

上記ホームページにおいては、上記コンテストに提供された写真とともに、上記コンテスト入賞者のコメントにて、原文は「リジュベネーション」とある箇所を「THE METHOD」に差し替えて掲載している箇所も複数存在します。

また、通知人会社作成の「リジュベネーションマニュアル」(貴社にも配布しています)に掲載されている文言がそのまま貴社ホームページの「THE METHOD」の紹介記事にそのまま掲載されている箇所が複数存在しています。

さらに、貴社ホームページは、あたかも「THE METHOD」の施術のような動画が掲載されていますが、通知人会社によると、通知人会社が貴社に教えたリジ



ュベネーションファットレスマットレスによる施術を行っており、リジュベネーションファットレスマットレスを使用した動画が掲載されています。

このような行為は、通知人会社が貴社に教えた、リジュベネーションシステムによる施術と、貴社が独自開発したとされる「THE METHOD」の施術が、同一のものであると、一般消費者に誤認混同させる行為と言え、通知人会社からすれば、重大な背信行為であり、信頼関係を破壊させる行為と考えております。また、本件代理店契約第17条2項ホに定められているとおり、貴社が通知人会社または通知人会社の関連する他の契約者の営業を妨げたり、妨げようとする行為にも該当いたします。

つきましては、通知人会社は、貴社に対し、貴社による上記重大な背信行為及び本件代理店契約第17条2項に基づき、本件代理店契約を本書の到達をもって解除させていただきます。

貴社ホームページにおいては、通知人会社のロゴ、写真（通知人会社が提供した写真のみならず、貴社撮影であっても

リジュベネーションの施術による写真も含む)、通知人会社が提供した資料等に掲載されている文言、その他、リジュベネーションシステムに関するもの、同システムと誤認混同しうるものはすべて削除するよう催告いたします。

本書到達後、10日以内に、貴社ホームページから上記の点について削除なきときは法的措置や損害賠償請求などを行う場合がありますので、あらかじめご承知ください。

なお、通知人会社と貴社との本件代理店契約の解除の効果について、仮に貴社が争うとしても、期間満了による解除の意思表示も本書において行いますので、少なくとも、期間満了時期以降において、貴社は通知人会社の代理店ではないことを念のため申し添えます。

通知人会社としては、一般消費者が誤認混同を受けるのを防止するため、本件に関する情報を、通知人会社ホームページ上にて掲載せざるを得ませんので、この点もあらかじめご承知ください。

以上

【この郵便物は令和 2 年 1 月 24 日第 94751 号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します
日本郵便株式会社】

